

第5回 「看護師による 患者情報の漏えい」

弁護士 山下洋一郎・山口 祐輔

1. はじめに

今回は、重篤な病気で入院した患者のことを、看護師が自分の家族に話した行為について、病院が賠償責任を負うかが問題となった裁判例を紹介します。

2. 事案

Aさんの子供Bは、ユーリング肉腫でC病院に入院していましたが、この病院に勤務する看護師Dは、自宅で夫にBの病状等を話してしまいました。これを聞いた夫は、AとBのことを心配して、Dから聞いた内容をAに話しました。Aは、患者の情報を漏らしたC病院に対する信頼を失い、Bを他の病院に転院させて、C病院に対して慰謝料330万円を請求する裁判を起こしました。

C病院側は、新入オリエンテーションで個人情報保護についての指導を行い、患者の個人情報の管理・取扱を慎重にするように指導し、さらに、個人情報保護等を内容とする誓約書を提出させる等、職員に対する指導を徹底させていたと反論しました。

3. 裁判所の判断

一審の裁判所は、看護師Dと夫との話は夫婦間の私的なものであり、C病院はD看護師に対する指導・監督を果たしていたとして、C病院が責任を負うことないと判断しました。

しかし、二審の高等裁判所は、D看護師の行為は軽率であり、C病院は守秘義務についての指導等が不十分であったとして、110万円の慰謝料の支払いを命じました（福岡高裁平成24年7月12日判決）。裁判所は、D看護師が以前にも他の患者の個人情報を漏えいしたと判断しているようです。

4. コメント

職務上知ったことを自宅で家族に話してしまう。あり得ますね。それを聞いた夫が患者家族を知りていれば、その家族を気遣って「大変ですね」と言ってしまうということも人の善意として理解できます。



本件では、夫がAに話した内容として、Bの余命が半年であるということも入っています。

疑問に思うのは、病状や余命等については、C病院の医師からAに説明がなされていなかったのかということです。裁判所は、AさんがD看護師の夫から余命半年ということなどを言われてショックを受けたと判断していますので、医師からの説明はなかったのだろうと思われます。担当医がそうした説明をしていなかったというのはどういう事情でしょうか。大きな疑問が残ります。

医師の説明義務のあり方はともかくとして、看護師はプロフェッショナルであり、職務上知り得た人の秘密を漏らすことを法律によっても禁じられています（保助看法42条の2）。不用意な患者情報の漏えいは、患者だけでなく、患者の家族にも、また勤務する医療機関にも迷惑をかける行為ですので注意が必要です。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。

何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日本生命千葉中央ビル7階
電話：043-225-5242

日本賠償科学会第62回研究会のご案内

日本賠償科学会は、損害賠償に関する諸問題を医学と法学の両側面から学際的に研究する学会です。その第62回研究会が、千葉県銚子市において次の要領で開催されます。テーマは「コメディカルを含めた医療関連職種が関わる医療事故の現状と諸問題」です。

看護師、薬剤師等のコメディカル、弁護士、損害保険実務担当者等の講演を交えながら、コメディカル等が関わる事故の実態を知り、補償その他の問題について理解を深めたいと思います。是非、ご参加ください。

会期：平成25年6月8日（土）13時～
会場：銚子市潮見町15-8 千葉科学大学マリーナキャンパス 2208号教室
参加予定者数：250名（事前申込不要）
第1部：シンポジウム「医療機関におけるコメディカル」
第2部：シンポジウム「医療機関外における医療関連職種」
参加費：資料代として3,000円